



門 行 監 第 92 号  
平成 30 年 12 月 26 日

請求人 様

門真市監査委員 溝端 稔  
同 大倉 基文

### 住民監査請求について（通知）

平成 30 年 11 月 9 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 242 条の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

#### 記

本件請求は、以下の理由により地方自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

#### 1 請求の要旨

門真市上野口町 27 番地の水路敷について、平成 30 年 2 月 8 日より土木課長らの指示で、現業等公務員による当該水路敷の草木の伐採及びその後の定期的な草刈り（草刈りを行い、しばらくして草が伸びれば、またそれを刈る無駄な公金予算消化行為の繰り返し）を行い、公務員人件費等の門真市の公金予算を無駄に消費した。

土木課長らの指示による現業等公務員による当該水路敷の草木の伐採及びその後の定期的な草刈りは、地方公務員法第 30 条の「全体の奉仕者としての公共の利益」を職務として実現する上で意味が無い行為（因果関係として、樹木を伐採した事を原因として土中の養分バランスが崩れた為、草が大繁殖して、従来までは不要であった定期的な草刈りの必要性が生じた。）であり、それによる無駄な公金（現業等公務員人件費）の支出は、住民税等を原資とする公金を無駄に消費したという理由により、違法、不当である。

また、地方自治法第 2 条 14 項の「地方公共団体は、事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大に効果を上げるようにしなければならない。」とあるが、当該水路敷の草木の伐採及びその後の定期的な草刈りは、住民の福祉の増進を実現するために何ら役に立っておらず、それを実現するために最少の経費で最大の効果を上げる目的にも外れており、単に必要な作業（因果関係として、樹木を伐採した

事を原因として土中の養分バランスが崩れた為、草が大繁殖して、従来までは不要であった定期的な草刈りの必要性が生じた。)に無駄に公金を消費しているだけであり、その行政行為に何ら合理性は無く、住民税等を原資とする公金を無駄に消費したという理由により、違法、不当である。

また、因果関係として、樹木を伐採した事を原因として土中の養分バランスが崩れた為、草が大繁殖して、従来までは不要であった定期的な草刈りの必要性が生じ、門真市職員による無駄な草刈り人件費等の消費により、何の意味もなく無駄に公金が流出し続け、門真市の住民税等を原資とする公金財産に損害を生じさせている。この年度内公金予算消化体質を改善しない限り、今後も無駄な作業で門真市住民税を原資とする公金財産に損害を与える蓋然性がある。

## 2 請求の対象

土木課課長等

## 3 求める措置

- (1) 水路敷の草木の伐採及び草刈りの中止。
- (2) 土木課長ら責任者による 2018 年 2 月 8 日 (樹木の伐採と 1 回目の草刈り作業) から 2018 年 8 月 3 日 (3 回目の草刈り作業) までに消費した公金 154,641 円の門真市公金口座への速やかな返還。

## 4 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、市有地である当該水路敷を土木課長らの指示により現業等公務員が草木を伐採し、その後、定期的に草刈りをしたことに対して、下記の 2 つの観点から違法、不当であることを主張している。

1 点目は、地方公務員法第 30 条の「全体の奉仕者としての公共の利益」を職務として実現する上で意味がない行為 (因果関係として、樹木を伐採した事を原因として土中の

養分バランスが崩れた為、草が大繁殖して、従来までは不要であった定期的な草刈りの必要性が生じた。)であり、それによる無駄な公金(現業等公務員人件費)の支出は当該法令に反し、違法、不当である。

2点目は、地方自治法第2条14項の「地方公共団体は、事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大に効果を挙げるようにしなければならない。」とあるが、当該水路敷の草木の伐採及びその後の定期的な草刈りは、住民の福祉の増進を実現するために何ら役に立っておらず、それを実現するために最少の経費で最大の効果を挙げる目的にも外れており、単に必要な作業(因果関係として、樹木を伐採した事を原因として土中の養分バランスが崩れた為、草が大繁殖して、従来までは不要であった定期的な草刈りの必要性が生じた。)に無駄に公金を消費しているだけであり、その行政行為に何ら合理性は無く、違法、不当である。

住民監査請求において必要とされている財務会計上の行為の違法性あるいは不当性に関する主張は、当該財務会計上の行為が具体的な理由によって法令に違反しあるいは行政目的上不適当である旨を指摘することが必要とされている。また、請求人の単なる憶測や主観にとどまらず、事実証明書をもとに違法または不当である旨を指摘することが必要とされている。

しかし、本件では、請求人の請求内容、1点目及び2点目に示す理由からは、本件市有地である当該水路敷を現業公務員が草木を伐採し、草刈りをする事及び土木課長らの指示により草刈りに従事した現業等職員に支払われた人件費等の公金の支出の違法性、不当性が具体的、客観的な理由に基づき指摘されているとは認められない。

更に、門真市事務分掌条例施行規則によると、土木課の分掌する事務として、「道路(市道及び法定外公共物の道路)、道路附属施設及び交通安全施設の整備及び維持管理に関する事。」、「市有水路及び一般下水道の改修及び維持管理に関する事。」、「市有地及び市有施設(他課に属するものを除く)の樹木等の管理に関する事。」等が規定され、市有地である当該水路敷の草木の伐採及び草刈りは、土木課の業務として位置付けられているものである。

したがって、本件請求は地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、対象とはならないため、これを却下する。